

資料 1（概要）

協会員に対する処分及び勧告について

平成 29 年 6 月 21 日

協 会 員 名	処分等の内容	法令等違反	販売した私募債
野 畑 証 券	過怠金の賦課 2,000 万円 勧 告	✓金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ✓取引の信義則に反する行為	ナッシング・ケア債、合同会社プライオール普通社債
リーディング 証 券	過怠金の賦課 1,500 万円 勧 告	✓金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ✓取引の信義則に反する行為	診療報酬債権等流動化債券、病院不動産流動化債券
I S 証 券	過怠金の賦課 500 万円 勧 告	✓金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ✓取引の信義則に反する行為	ナッシング・ケア債、ショッピングクレジット・ファクタリング債、ショッピング・サービスクレジット・ファクタリング債、高齢者施設運営会社の社債
プレジアン 証 券	過怠金の賦課 500 万円 勧 告	✓金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ✓取引の信義則に反する行為	事業会社 3 社の社債

以 上

協会員に対する処分及び勧告について

平成 29 年 6 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 野畑証券株式会社

- ・ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

1. 事実関係

(1) 株式会社メディケアインベストメントに関連する債券について

株式会社メディケアインベストメント（東京都千代田区、代表取締役 池川一臣、金融商品取引業の登録はない。以下「MC I 社」、「池川代表」という。）は、診療報酬債権等の買取業務を行うためとして、「ナーシングケア債」との名称の社債（以下「MC I 債」という。）を発行し、資金を調達している。

MC I 債の発行残高は、平成 28 年 3 月末現在、約 62 億円となっており、そのうち当社が約 59 億円、I S 証券株式会社が約 2 億円を販売している。なお、当社は MC I 社の株主となっている。

当社は、自社で MC I 債の販売を行うほか、竹松証券株式会社及び上光証券株式会社（以下、それぞれ「竹松証券」、「上光証券」という。）を含む複数の地場証券会社に MC I 債の紹介を行っている。

この結果、MC I 社は、竹松証券又は上光証券の要請を受け、診療報酬債権等の買取業務等を目的とするとして、平成 25 年 2 月に TM ファンド 1 号株式会社及び上光メディカルファンド株式会社（以下、それぞれ「TM 社」、「JM 社」という。）をそれぞれ設立し、運営を行っている。両社（代表取締役はいずれも池川代表）は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、TM 社においては「ナースケア債」との、JM 社においては「メディカルナース債」との各名称の社債（以下、それぞれ「TM 債」、「JM 債」という。）を発行し、資金を調達している。

TM 債及び JM 債の発行残高は、平成 28 年 3 月末現在、それぞれ約 7 億円、約 22 億円となっており、それぞれ竹松証券株式会社、上光証券株式会社が販売している。

証券取引等監視委員会が、MC I 債、TM 債及び JM 債の実態を検証したところ、以下の事実が認められた。

ア. MC I 社、TM社及びJM社の間で、随意に資金の貸借や診療報酬債権等の売買が行われているなど、当該3社は渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている。

こうした中、MC I 社によるTM社からの回収困難な介護給付費債権の買取り（TM債の投資者の損失リスクをMC I 債の投資者に転嫁）、TM債の償還資金の捻出のためのTM社からMC I 社やJM社への診療報酬債権等の売却等が行われている。

また、診療報酬債権等の買取り資金の融通のため、MC I 社及びJM社の間において、相互に資金の貸借等が行われている。

イ. MC I 社は、池川代表が代表取締役を務め、大幅な債務超過となっている高齢者施設運営会社から介護給付費債権のほか、家賃等に係る債権も買い取るなど、平成27年以降同社からの買取りを急拡大しており、同年末時点でMC I 社による診療報酬債権等の買取残高全体の3割超に上っている。

当社は、MC I 債の販売に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていないことから、上記ア. 及びイ. のMC I 債の実態をほとんど把握していない。この結果、当社によるMC I 債の販売について、以下の問題が認められた。

- ・ 上記ア. に関し、当社は、販売用資料等において、MC I 社、TM社及びJM社が渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている実態に一切言及せず、MC I 社が単独で診療報酬債権等の買取業務の運営を行っているかのような誤解を与える表示を行った。
- ・ 上記イ. に関し、MC I 社は、当該高齢者施設運営会社から、介護給付費の将来債権を4か月分買い取っているほか、家賃等に係る債権も買い取っているにもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実を反し、買取対象債権を「介護給付費債権及び診療報酬債権」のみと記載し、また、買取月数についても「発行体は、対象の法人から最大3か月の未診療報酬等の債権を買取ります」などと記載し、説明していた。
- ・ 上記ア. 及びイ. に関し、MC I 社は、回収困難な介護給付費債権や大幅な債務超過となっている先の介護給付費債権等について、そうした実態を知らながらほとんど審査することなく買い取っているにもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実を反し、買取先の「財務内容等運営の適正性のチェック」を行うと記載し、説明していた。
- ・ さらに、当社は、MC I 債の元利金の支払いについて、MC I 社が発行する債券であるにもかかわらず、契約締結前交付書面に「元利金の支払いは支払基金等からの支払を源泉としており、現行の医療保険制度に対して日本国政府の公約は大きく安全性も高い金融商品」であると記載し、顧客に対し、あたかも MC I

債が社会保険診療報酬支払基金等と同等のリスクしかないかのような誤解を与える表示を行った。

(2) 合同会社プライオールに関連する債券について

合同会社プライオール（東京都中央区、以下「プライオール社」という。）は、一般社団法人日本保釈支援協会（東京都中央区、金融商品取引業の登録はない。以下「JB S A」という。）によって設立・運営されており、「合同会社プライオール普通社債」との名称の社債（以下「プライオール債」という。）を発行し、資金を調達している。プライオール債によって調達した資金は、JB S Aが行っているとする「保釈保証金の立替」に充てるために、JB S A に対して貸付けを行うとしている。

プライオール債の発行残高は、平成 28 年 3 月末現在、約 17 億円となっており、そのうち当社が約 11 億円、上光証券が約 6 億円を販売している。

しかしながら、プライオール債によって調達された資金については、JB S Aからの請求に基づきプライオール社から資金の用途を限定することなく JB S Aに貸付けが行われており、実際に、JB S Aにおいて、MC I 社の関連会社の社債引受け、プライオール社への出資等に用いられるなど、「保釈保証金の立替」以外の用途にも充てられていることが認められた。こうした実態について、当社は、(1) の場合と同様、商品内容等の審査及びモニタリングをほとんど行っていないことから、ほとんど把握していなかった。

こうした中、当社は、販売用資料等において、こうした実態に一切言及せず、プライオール債について、「保釈保証金流動化債券」であり、プライオール債によって調達した資金は、JB S Aが行っているとする「保釈保証金の立替」に充てるために、JB S Aに対して貸付けを行う旨の説明を行い、調達資金は「保釈保証金の立替」以外の用途には充てられないかのような誤解を与える表示を行った。

2. 法令等適用

上記 1. (1) の行為は、金融商品取引法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。）に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。

また、上記 1. (2) の行為は、金融商品取引法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。）に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略) 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。

さらに、当該行為は本協会定款第 28 条第 1 項第 4 号に規定する「取引の信義則に反する行為をしたとき」に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、野畑証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 2,000 万円

(2) 定款第 29 条の規定に基づく勧告

以下の事項について、書面で報告すること。

- ① 本件に係る責任の所在の明確化を図ること
- ② 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること
- ③ 本件私募債について、発行会社の財務状況等を適切に把握し、顧客に対し必要な対応をとること

4. その他

当社は、本件について、平成 28 年 6 月 17 日、業務停止命令（平成 28 年 6 月 20 日から同年 7 月 19 日までの間、全店舗における有価証券の私募の取扱いに係る業務の停止及び業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

協会員に対する処分及び勧告について

平成 29 年 6 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ リーディング証券株式会社

- ・ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

1. 事実関係

オークテック株式会社（以下「オークテック社」という。）は、合同会社ジェイ・マース 1 号、ジェイ・マース 2 号及び合同会社ジェイ・マース 3 号（以下、それぞれ「JM1 社」、「JM2 社」、「JM3 社」といい、併せて「本件 3 社」という。）を設立・運営しており、本件 3 社において、医療機関等から診療報酬債権等の買取業務を行うためとして、それぞれ「診療報酬債権等流動化債券（愛称：J-Mars）」との名称の社債（以下、本件 3 社が発行するそれぞれの社債を併せて「本件 3 社債」という。）を発行し、資金を調達している。なお、本件 3 社は、劣後資金による信用補完のためとして、オークテック社及び当社から匿名組合出資を受け入れているとしている。

また、オークテック社は、合同会社ジェイ・メディカル・プロパティーズ 1 号（以下「JMP 社」という。）を設立・運営しており、JMP 社において、医療機関等から病院不動産の買取業務を行うためとして、「病院不動産流動化債券」との名称の社債（以下「JMP 債」という。）を発行し、資金を調達している。なお、JMP 社は、劣後資金等による信用補完のためとして、第三者に「劣後信託社債」を発行するほか、JMP 債の償還原資が不足する場合に「信用補完提供者」が当該不足額を補償するとしている。

平成 28 年 3 月末現在、本件 3 社債の発行残高は、それぞれ約 19 億円、約 14 億円、約 11 億円、合計で約 46 億円、また、JMP 債の発行残高は、約 5.5 億円となっており、それぞれ当社が販売している。

証券取引等監視委員会において、本件 3 社債及び JMP 債の実態を検証したところ、以下の実態が認められた。

(1) 診療報酬債権等流動化債券について

ア. 本件3社及びJMP社の間で、随意に資金の融通、社債の買付けや診療報酬債権等の売買が行われているなど、本件3社及びJMP社は渾然一体となって診療報酬債権等や病院不動産の買取業務の運営を行っている。

こうした中、JM2社からJM1社への診療報酬債権等の売却、JM1社によるJM3社が発行する社債やJMP債の取得等が行われている。

イ. JM2社は医療機関等から買い取った診療報酬債権等のうち、現在債権及び1か月に相当する将来債権をJM1社に売却しており、よりリスクの高い2～3か月に相当する将来債権のみを保有している。また、JM1社に売却した診療報酬債権等については、引き続きJM2社においても資産として計上している。

ウ. JM1社がオークテック社に支払った業務委託報酬について、費用の意図的な繰延べによる過少計上等、不適切な会計処理を行っており、これを適切な会計処理に修正した場合、JM1社の損失額が拡大することとなり、信用補完部分とされる匿名組合出資額も既に毀損している状況である。

エ. 将来債権の買取りに関し、本件3社は「買取先選別基準」等を定めているが、JM1社及びJM2社において、当該基準に合致しない医療機関等からの将来債権の買取りが行われている。また、JM1社及びJM2社が、診療報酬債権等を買取った医療機関等には、将来債権について、実際に回収した診療報酬額が回収予定金額に満たない状況となっていた買取先も存在する。

当社は、本件3社債の販売に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていないため、上記ア. からエ. までの事実をほとんど把握していなかった。こうしたことから、当社による本件3社債の販売について、以下の問題が認められた。

- ・ 上記ア. に関し、当社は、販売用資料等において、本件3社及びJMP社が渾然一体となって診療報酬債権等や病院不動産の買取業務の運営を行っている実態に一切言及せず、本件3社が各々単独で診療報酬債権等に特化した買取業務の運営を行っているかのような誤解を与える表示を行った。
- ・ 上記イ. に関し、JM2社は2～3か月に相当する将来債権しか保有していないにもかかわらず、当社は、JM2社が発行する社債の販売用資料において、「現在債権に加えて、将来債権の買取を計画しています」、「特定の条件を満たす場合に限り、最大3か月の将来債権まで買い取る場合があります」と記載し、JM2社が現在債権を含む診療報酬債権等を買取り、保有しているかのような誤解を与える表示を行った。
- ・ 上記ウ. に関し、JM1社の信用補完部分とされる匿名組合出資額が既に毀損しているにもかかわらず、当社は、販売用資料において、「優先劣後構造による信用補完」、「診療報酬債権等に損失が発生した場合、匿名組合が負担します」等と記載し、匿名組合出資によってJM1社の信用力が補完されているかのような誤解を与える表示を行った。

- ・ 上記エ. に関し、将来債権の買取りに際して、医療機関等及び購入額等について適切な審査等が行われていないにもかかわらず、当社は、販売用資料において、「買取先選別基準」を記載するとともに、「診療報酬等の請求が安定的に継続され、かつ将来の診療行為の継続性に懸念がないと判断される医療機関等の診療報酬債権等又は回収の実効性が高いと評価される債権部分に限定」等と記載し、将来債権の買取りに際して適切な審査等が行われているかのような誤解を与える表示を行った。

オ. 上記ア. からエ. までの実態からすれば、本件 3 社債は、安全性を考慮して設計されていると言うことはできないにもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実を反し、「安全性を考慮して設計された商品」と記載し、説明していた。

カ. 当社は、平成 28 年 6 月 14 日付で、関東財務局長より業務改善命令を受けたが、当該業務改善命令に対する改善が図られていない中、本件 3 社の安定した資金繰りのために、本件 3 社債の償還年限を延ばしたうえで、既存顧客に対して保有済みの 1 年債と乗り換えさせることを意図し、裏付資産等について十分なモニタリングをしていない状況を認識していたにもかかわらず、本件 3 社債の販売を優先させ、同年 7 月から 10 月までに、544 先に約 31 億円を販売した。

本件 3 社債の販売資料には、診療報酬債権等を買取る医療機関等の選定基準を記載し、現在債権の買取先については「診療報酬等の請求が継続され、かつ将来において現在債権の回収に特段の懸念がないと判断される医療機関等の診療報酬債権等に限定」と記載している。

しかしながら、少なくとも平成 28 年 4 月から、本件 3 社が診療報酬債権等の買取先としている医療機関等計 14 社のうち 7 社において診療報酬債権等の買取り代金に対する支払機関からの回収不足が継続し、同年 8 月末時点で約 1.7 億円の回収不足となっており、不足分については毎月次回買取り代金との相殺を繰り返し、回収できない状況が継続しているものの、その状況が販売資料に記載されずに、診療報酬債権等の買取り代金の回収状況について懸念がないかのような誤解を与える表示を行った。

(2) 病院不動産流動化債券について

当社は、JMP 債の販売に当たっても、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていなかった。こうしたことから、当社による JMP 債の販売について、以下の問題が認められた。

ア. JMP 社は病院の建物のみを取得し、その土地は取得していないにもかかわらず、当社は、販売用資料において、「本社債は（中略）病院の建物及びその土地（「対象不動産」）を裏付資産とする資産流動化債券（信託社債）です。」と記載し、JMP 社が病院の土地・建物双方を取得するかのような誤解を与える表示を行った。

イ. 信用補完として発行される「劣後信託社債」の取得者は適格機関投資家や特定投資家でないにもかかわらず、当社は、販売用資料において、「“プロ”投資家」が「劣後信託社債」を取得する旨を記載することにより、適格機関投資家や特定投資家が劣後信託

社債を取得しているかのような誤解を与える表示を行った。

ウ．販売開始から3か月の間は、「信用補完提供者」は確保されていなかったにもかかわらず、当社は、販売開始当初から、販売用資料において、「信用補完提供者による信用補完」等と記載することにより、信用補完提供者が確保されているかのような誤解を与える表示を行った。

エ．上記の実態があるにもかかわらず、当社は、これをほとんど把握しておらず、販売用資料において、事実と反し、「安全性を考慮して設計された不動産裏付証券」と記載し、説明していた。

オ．また、当社は、JMP債の金利水準について、同期間・同程度のリスクの金融商品と比較していないにもかかわらず、販売用資料において「同期間・同程度リスクの金融商品と比較して高金利(※当社調べ)」と記載することにより、JMP債が同期間・同程度リスクの金融商品と比較して高金利であるかのような誤解を与える表示を行った。

2. 法令等適用

上記1.(1)及び(2)の行為は、金融商品取引法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。

また、当該行為は本協会定款第28条第1項第4号に規定する「取引の信義則に反する行為をしたとき」に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、リーディング証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 1,500 万円

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

以下の事項について、書面で報告すること。

- ① 本件に係る責任の所在の明確化を図ること
- ② 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること
- ③ 本件私募債について、発行会社の財務状況等を適切に把握し、顧客に対し必要な対応をとること

4. その他

当社は、本件について、平成 28 年 6 月 14 日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

協会員に対する処分及び勧告について

平成 29 年 6 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ I S 証券株式会社

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

1. 事実関係

(1) 株式会社メディケアインベストメントに関連する債券について

株式会社メディケアインベストメント（東京都千代田区、代表取締役 池川一臣、金融商品取引業の登録はない。以下「MC I 社」、「池川代表」という。）は、診療報酬債権等の買取業務を行うためとして、「ナーシングケア債」との名称の社債（以下「MC I 債」という。）を発行し、資金を調達している。

MC I 債の発行残高は、平成 28 年 3 月末現在、約 62 億円となっており、そのうち当社が約 2 億円、野畑証券株式会社が約 59 億円を販売している。

また、MC I 社は、TMファンド1号株式会社及び上光メディカルファンド株式会社（以下、それぞれ「TM社」、「JM社」という。）をそれぞれ設立し、運営を行っている。

両社（代表取締役はいずれも池川代表）は、診療報酬債権等を買取り、それを「裏付資産」とするとして、TM社においては「ナースケア債」との、JM社においては「メディカルナース債」との各名称の社債（以下、それぞれ「TM債」、「JM債」という。）を発行し、資金を調達している。

TM債及びJM債の発行残高は、平成 28 年 3 月末現在、それぞれ約 7 億円、約 22 億円となっており、それぞれ竹松証券株式会社、上光証券株式会社が販売している。

証券取引等監視委員会が、MC I 債、TM債及びJM債の実態を検証したところ、以下の事実が認められた。

ア. MC I 社、TM社及びJM社の間で、随意に資金の貸借や診療報酬債権等の売買が行われているなど、当該 3 社は渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている。

こうした中、MC I 社による TM 社からの回収困難な介護給付費債権の買取り（T

M債の投資者の損失リスクをMC I 債の投資家に転嫁)、TM債の償還資金の捻出のためのTM社からMC I 社やJM社への診療報酬債権等の売却等が行われている。

また、診療報酬債権等の買取り資金の融通のため、MC I 社及びJM社の間において、相互に資金の貸借等が行われている。

イ. MC I 社は、池川代表が代表取締役を務め、大幅な債務超過となっている高齢者施設運営会社から介護給付費債権のほか、家賃等に係る債権も買い取るなど、平成 27 年以降同社からの買取りを急拡大しており、同年末時点でMC I 社による診療報酬債権等の買取残高全体の 3 割超に上っている。

当社は、MC I 債の販売に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていないことから、上記ア. 及びイ. のMC I 債の実態をほとんど把握していない。この結果、当社によるMC I 債の販売について、以下の問題が認められた。

- ・ 上記ア. に関し、当社は、販売用資料等において、MC I 社、TM社及びJM社が渾然一体となって診療報酬債権等の買取業務の運営を行っている実態に一切言及せず、MC I 社が単独で診療報酬債権等の買取業務の運営を行っているかのような誤解を与える表示を行った。
- ・ 上記イ. に関し、MC I 社は、当該高齢者施設運営会社から、介護給付費債権を 6 か月分買い取っているほか、家賃等に係る債権も買い取っているにもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実を反し、買取対象債権として「診療報酬債権・調剤報酬債権・介護給付費債権」とのみ記載し、また、買取月数についても「1 か月～4 か月」と記載し、説明していた。
- ・ 上記ア. 及びイ. に関し、MC I 社は、回収困難な介護給付費債権や大幅な債務超過となっている先の介護給付費債権等について、そうした実態を知りながらほとんど審査することなく買い取っているにもかかわらず、当社は、販売用資料において、事実を反し、買取先の「財務内容等運営の適正性のチェック」を行うと記載し、説明していた。
- ・ さらに、当社は、MC I 債の元利金の支払いについて、MC I 社が発行する債券であるにもかかわらず、契約締結前交付書面に「元利金の支払いは支払基金等からの支払を源泉としており、現行の医療保険制度に対して日本国政府の公約は大きく安全性の高い金融商品」と記載し、顧客に対し、あたかもMC I 債が社会保険診療報酬支払基金等と同等のリスクしかないかのような誤解を与える表示を行った。

(2) 株式会社リードライフに関連する債券について

株式会社リードライフ（東京都千代田区、代表者 小幡浩史、金融商品取引業の登録はない。）は、株式会社リードライフ・ファクタリング及び株式会社リードライフ・ファクタリング 2（以下、それぞれ「LLF 1 社」、「LLF 2 社」という。）を設立・運営しており、物品販売に係る割賦債権等の買取業務を行うためとして、LLF 1 社にお

いて、「ショッピングクレジット・ファクタリング債」との、L L F 2 社において、「ショッピングサービスクレジット・ファクタリング債」との各名称の社債（以下、それぞれ「ショッピングクレジット債」、「サービスクレジット債」という。）を発行し、資金を調達している。

ショッピングクレジット債及びサービスクレジット債の発行残高は、平成 28 年 3 月末現在、それぞれ約 7 億円、約 1 億円となっており、いずれも当社が販売をしている。

L L F 1 社及び L L F 2 社は、ショッピングクレジット債及びサービスクレジット債の発行当初より、買い取った割賦債権の残高が社債発行残高に比して僅少な状態が継続するとともに、L L F 1 社については、平成 26 年 3 月以降、買い取った割賦債権について回収遅延が発生するようになった。

当社は、ショッピングクレジット債及びサービスクレジット債の発行当初から上記の L L F 1 社及び L L F 2 社の割賦債権の買取状況等の実態を認識していた。しかしながら、当社は、販売用資料等において、「裏付資産」については「本証券発行により調達した資金を基に、割賦債権の取得を行います」などと記載する一方、L L F 1 社及び L L F 2 社の信用リスクについては、抽象的な記載しかせずに、販売を行った。

当該販売用資料等は、L L F 1 社及び L L F 2 社において、割賦債権の買取り又はその回収に現に問題が生じているにもかかわらず、顧客に対し、当該問題が生じていないかのような誤解を与える表示をしたものである。

さらに、L L F 1 社は、割賦債権の買取先との間において、買取後に当該割賦債権の回収に延滞が生じた場合、当該買取先が当該債権の買戻しを行う旨の契約を締結しているが、買戻し対象となる期間については、買い取った割賦債権の約 4 割が買取り後 2 ～ 6 か月とされていた。また、実際に回収に延滞が生じた割賦債権についても、買取先による買戻しがほとんど行われていない状況となっていた。

しかしながら、当社は、販売用資料等において、事実と反し、「債権の購入後、1 年以内に 3 か月連続で未回収が発生した場合は」、「債権販売元の販売会社が買い戻す契約を締結」と記載し、説明していた。

（3）その他の債券について

当社は、（1）記載の高齢者施設運営会社の社債を販売していた（既に償還済）。

同社は、当該社債の発行時に既に大幅な債務超過状態に陥っていたが、当社は、当初から同社の当該財務状況の実態を認識していた。

しかしながら、当社は、顧客に対し、同社の財務状況について、販売用資料において抽象的なリスクしか記載せず、あたかも問題が生じていないかのような誤解を与える表示をしたものである。

2. 法令等適用

上記 1.（1）及び（2）の行為は、金融商品取引法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30

日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。

また、上記 1. (3) の行為は、金融商品取引法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略) 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。

さらに、当該行為は本協会定款第 28 条第 1 項第 4 号に規定する「取引の信義則に反する行為をしたとき」に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、I S 証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 500 万円

(2) 定款第 29 条の規定に基づく勧告

以下の事項について、書面で報告すること。

- ① 本件に係る責任の所在の明確化を図ること
- ② 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること
- ③ 本件私募債について、発行会社の財務状況等を適切に把握し、顧客に対し必要な対応をとること

4. その他

当社は、本件について、平成 28 年 6 月 17 日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

協会員に対する処分及び勧告について

平成 29 年 6 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ プレジアン証券株式会社

- ・ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

1. 事実関係

当社は、平成 27 年 11 月末現在で 3 社の社債の販売を行っている。

証券取引等監視委員会が、当該 3 社の財務状況等を検証したところ、各社において、以下の状況が認められた。

(A 社：発行残高 2,000 万円)

- ・ 売掛金の大半が予定どおり回収できていない状況

(B 社：発行残高 9,600 万円)

- ・ 金融機関からの借入金について返済猶予を受けている状況
- ・ 回収困難となっている売掛金や費用として処理すべき前払費用が資産として計上されている状況
- ・ 社債の発行により調達した資金によって行うとしている事業の売上げに係る計画が、過去の実績に比して大幅に乖離している状況
- ・ 6 期連続して当期純損失を計上しているところ、純資産額の約 3 倍に相当する額を計上している繰延税金資産の回収可能性の評価によっては、債務超過となる状況

(C 社：発行残高 6,000 万円)

- ・ 社債を販売する直前の決算期末において債務超過となっている状況
- ・ 当該債務超過についてはその後の増資により解消されたとしているが、当該増資は C 社の代表者らが有する特許権を現物出資したものであり、現金流入を伴わないものである状況

また、当社は、当該 3 社が上記状況にある中、社債による資金の調達コスト(利率: 9%、募集取扱手数料等: 実質 15% 又は 19%) が当該 3 社の財務内容や社債の償還可能性に与える影響について、十分な検証を行っていなかった。

当社は、当該 3 社の財務状況等に上記のような問題があることを一定程度認識していたにもかかわらず、顧客に対し、これを一切説明せず、一般的な倒産リスク等の説明を行う

だけで、当該３社の財務状況等に具体的な問題が生じていないかのような誤解を与える表示をし、当該３社の社債の販売を行った。

２．法令等適用

上記１．の行為は、金融商品取引法第３８条第８号（平成２６年５月３０日法律第４４号による改正前は同条第７号。）に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第１１７条第１項第２号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、（略）重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。

また、当該行為は本協会定款第２８条第１項第４号に規定する「取引の信義則に反する行為をしたとき」に該当するものと認められる。

３．処分及び勧告の内容

以上のことから、プレジアン証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

（１）定款第２８条第１項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 ５００万円

（２）定款第２９条の規定に基づく勧告

以下の事項について、書面で報告すること。

- ① 本件に係る責任の所在の明確化を図ること
- ② 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること

４．その他

当社は、本件について、平成２８年６月１６日、業務停止命令（平成２８年６月１７日から同年７月１５日までの間、有価証券の私募の取扱いに係る業務の停止）及び業務改善命令の行政処分を受けている（本件以外に、適格機関投資家等特例業務及び適格機関投資家出資に係る業務運営についても業務改善命令の行政処分を受けている。）。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

協 会 員 の 概 要

(平 2 9 . 6 . 2 1)

○ 野畑証券株式会社

- ① 所 在 地 愛知県岡崎市康生通西 3 - 1 8 - 2
- ② 代表者名 代表取締役社長 野畑 響平
- ③ 資 本 金 1.65 億円
- ④ 店 舗 数 2 店舗
- ⑤ 役職員数 36 名

○ リーディング証券株式会社

- ① 所 在 地 東京都中央区新川 1 - 8 - 8
- ② 代表者名 代表取締役専務 志村 実
- ③ 資 本 金 17.68 億円
- ④ 店 舗 数 4 店舗
- ⑤ 役職員数 79 名

○ I S 証券株式会社

- ① 所 在 地 東京都千代田区丸の内 2 - 2 - 3
- ② 代表者名 代表取締役社長 多田 一昭
- ③ 資 本 金 2.35 億円
- ④ 店 舗 数 1 店舗
- ⑤ 役職員数 21 名

○ プレジアン証券株式会社

- ① 所 在 地 大阪府大阪市中央区内本町 1 - 3 - 5
- ② 代表者名 代表取締役 生島 始郎
- ③ 資 本 金 3.6 億円
- ④ 店 舗 数 2 店舗
- ⑤ 役職員数 11 名

(注) 資本金、店舗数及び役職員数は、平成 28 年 3 月末現在。

定 款（昭 48. 6. 7）

－ 抜 粋 －

（会員の処分等）

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } (省 略)
2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 取引の信義則に反する行為をしたとき。

5 } (省 略)
12 }

2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。

3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。

6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。

7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。

8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

（会員に対する勧告）

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

定款の施行に関する規則（昭和 48. 7. 2）－ 抜 粹 －

（取引の信義則違反）

第 14 条 定款第 23 条及び第 28 条第 1 項第 4 号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは協会の信用を失墜し又は本協会若しくは協会に対する信義に反する行為をいう。

- 1 本協会の業務若しくは他の協会の営業に干渉し又はこれを妨げること。
- 2 有価証券の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- 3 株券を買集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用してその株券の発行会社の関係者に対しその意に反してその株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の直接又は間接の委託に応じて、その銘柄の株券の買付け又は買付けの取次ぎを行うこと。

協会に対する処分等に係る手続に関する規則（平 22. 6. 28）－ 抜 粹 －

（処分の公表）

第 15 条 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会に通知する。

- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
- 3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から 5 年間とする。